各位

会 社 名 JMACS 株式会社 代表者名 代表取締役社長 植村 剛嗣 (コード:5817、東証スタンダード市場) 問合せ先 専務取締役管理部管掌 植村 瑠美 (TEL. 0795-46-1697)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 4 月 14 日開催の当社取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、2022 年 5 月 27 日開催予定の第 58 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

①株主総会開催地に関する規程の削除 自然災害や不測の事故等に備え、株主総会地を柔軟に選択可能にするために、 現行定款第3章第13条を削除するものであります。

②株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- a. 変更案第 16 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- b. 変更案第 16 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する 事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- c. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- d. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現	行	定	款	変	更	案		
(開催場所)				(削 除)				
第 13 条 当会社	は、大阪府で株	主総会を開催す	<u>- る。</u>					
第 14 条~第 15 约	条(条文省略)			第 14 条~第 15 条(現行通り)				
_(株主総会参考書	類等のインター	ーネット開示と	みなし提供)		(削 除)			
第 16 条 当会社に	は、株主総会の抗	四集に際し、株式	主総会参考書類、					
事業報告	F、計算書類お。	よび連結計算書	類に記載または					
表示をす	べき事項に係る	る情報を、法務	省令に定めると					
ころに征	É いインターネ	ットを利用する	方法で開示する					
ことによ	り、株主に対	して提供したも	のとみなすこと					
ができる) ₀							
	(新	設)		(電子提供	昔置等)_			
				第 16 条 当	会社は、株主総会の招集に際	とし、株主総会参考書		
				<u>類</u>	等の内容である情報について	、電子提供措置をと		
				<u>る</u>	ものとする。_			
				② 当:	会社は、電子提供措置をとる	事項のうち法務省令		
				<u>で</u>	定めるものの全部または一部	『について、議決権の		
				<u>基</u> :	準日までに書面交付請求し	た株主に対して交付		
				<u>す</u>	る書面に記載しないことがで	<u> きる。</u>		

現	行	定	款		変	更	案
附則				附則			
第1条 (条文省略)				第1条	(現行どおり)		
	(新 設)			<u>第2条</u>	現行定款第 16 多	条 (株主総会参考書類	等のインター
					ネット開示とみ	なし提供)の削除お	よび変更案第
					16条(電子提供	措置等)の新設は、	会社法の一部
					を改正する法律	(令和元年法律第70	号)附則第1
					条ただし書きに	規定する改正規定の	施行の日であ
					る 2022 年 9 月	1日(以下「施行日」	という。) か
					ら効力を生ずる	ものとする。	
				2	前項の規定にか	かわらず、施行日か	ら6か月以内
					の日を株主総会	の日とする株主総会	<u>については、</u>
					現行定款第 16 多	条 (株主総会参考書類	等のインター
					ネット開示とみ	なし提供)はなお効力	りを有する。
				3	本条は、施行日	から6か月を経過し	た日または前
					項の株主総会の	日から3か月を経過	した日のいず
					れか遅い日後に	これを削除する。	

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 5 月 27 日 (金曜日)定款変更の効力発生日2022 年 5 月 27 日 (金曜日)

以上